**○農林水産省告示第千百八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県勝山市北郷町檜曽谷二八字平山九、二九字布手ケ谷一、二、三〇字小坂二の一、三、四、六から一〇まで、荒土町堀名中清水四二字高野一の一、一の二、二、三、五、七から九まで、一二、一三、一四の一、一五、一六、二一の一、四四字払ケ谷三から五まで、七、九、五〇字布手ケ谷一の一、一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

二九字布手ケ谷一・二・三〇字小坂二の一・四四字払ケ谷七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百八十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町物見字山ノ神一三五一の二、字田ラ原一三五二、一三五三の一、一三五三の二、一三五四、一三五五の一、一三五六の一、一三五七から一三六一まで、一三六二の一、一三六二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ神一三五一の二、字田ラ原一三五三の一、一三五三の二、一三六一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字赤沢字平沢六九八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百八十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字上名栗字西向三四六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西向三四六八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父郡長瀞町大字矢那瀬字坂本二五七（次の図に示す部分に限る。）、二三〇、二三一の一、二三一の二、二三二から二三四まで、二三五の一から二三五の三まで、二三六、二三七の一、二三七の二、二三八から二四〇まで、二四三、二五八、二五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂本二三〇・二三一の一・二三二から二三四まで・二三五の一・二三六・二三七の一・二三七の二・二三九・二四〇・二五七（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び長瀞町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百九十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字上名栗字穴之尾二三四七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百九十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県掛川市居尻字倉ガリ四九〇の二（次の図に示す部分に限る。）、字大尾沢五三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字倉ガリ四九〇の二・字大尾沢五三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）